

花巻市営建設工事請負契約に係る最低制限価格事務処理要領の一部を改正する新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>○花巻市営建設工事請負契約に係る最低制限価格事務処理要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次に掲げる額の合算額に、変動係数を乗じて得た額（百円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その額は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下限とし、10分の9.2を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成28年6月22日から施行し、平成28年7月1日以降に行う入札から適用する。</p> <p>(花巻市変動型最低制限価格制度試行要領の廃止)</p> <p>2 花巻市変動型最低制限価格制度試行要領は、平成28年6月22日をもって廃止する。ただし、廃止日までに現に公告又は指名通知を発している工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に行う入札から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に行う入札から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>○花巻市営建設工事請負契約に係る最低制限価格事務処理要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次に掲げる額の合算額に、変動係数を乗じて得た額（百円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その額は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下限とし、10分の9.2を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成28年6月22日から施行し、平成28年7月1日以降に行う入札から適用する。</p> <p>(花巻市変動型最低制限価格制度試行要領の廃止)</p> <p>2 花巻市変動型最低制限価格制度試行要領は、平成28年6月22日をもって廃止する。ただし、廃止日までに現に公告又は指名通知を発している工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に行う入札から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に行う入札から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>